

狩猟者登録申請手数料納付書の入手方法と 納付書を使用した手数料の納付方法

1 納付書の入手方法

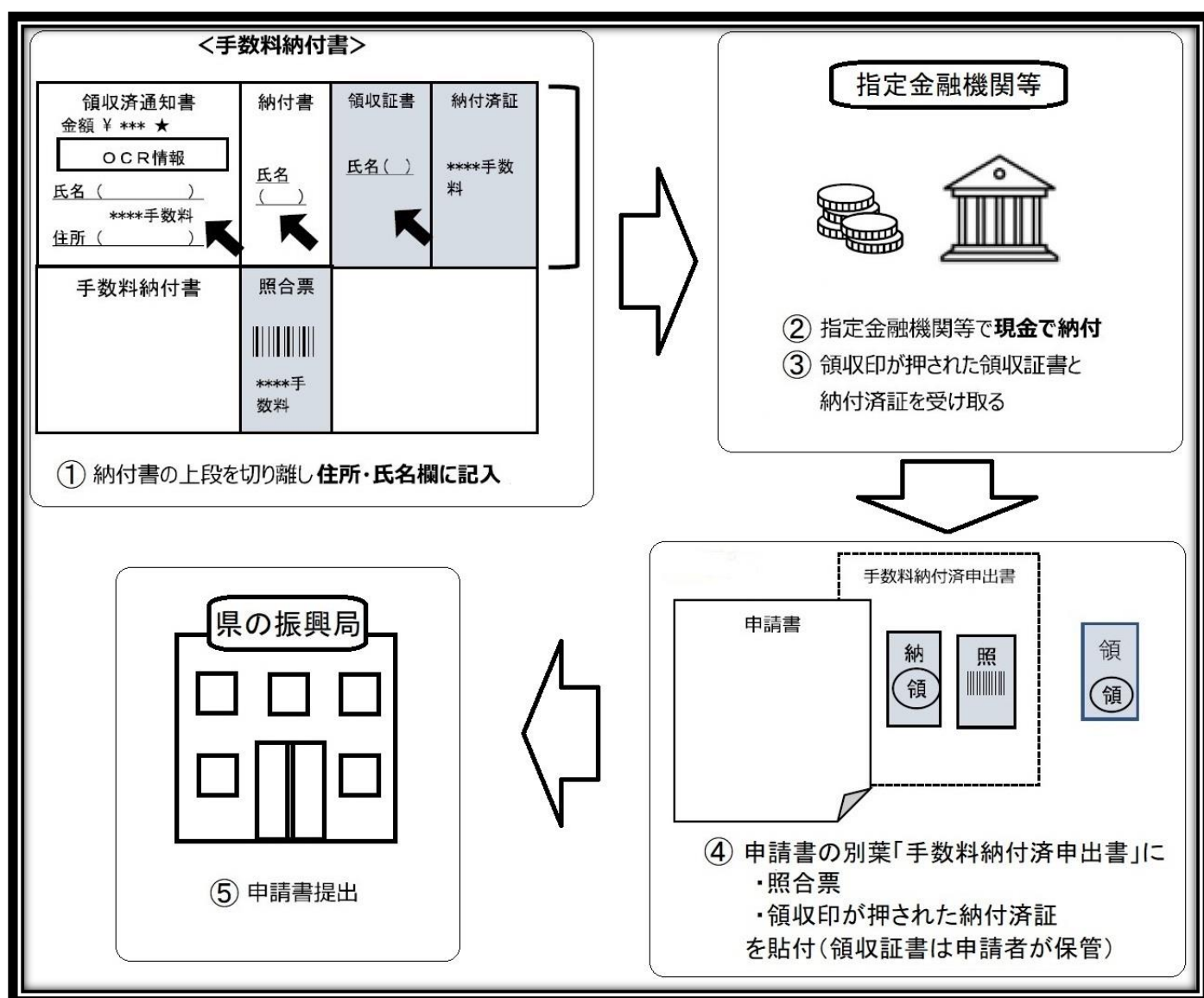
お住いの地域を管轄する県の振興局担当課の窓口で交付します。

※裏面の「県の振興局の管轄地域一覧」をご確認ください

2 納付書を使用した手数料の納付方法

以下に沿って手数料を納付してください

- ① 1で入手した手数料納付書の上段を切り離し、「住所・氏名」欄に記入する
※切り離した下段の照合票は④で使用します
- ② 指定金融機関等で納付書を使って現金で手数料を納付する
- ③ 領収印が押された領収証書と納付済証を受け取る
- ④ 狩猟者登録申請書の別葉「手数料納付済申出書」に照合票と領収印が押された納付済証を貼付する
※領収証書は申請者が保管してください
- ⑤ 住所地を管轄する県の振興局へ申請書を提出する



【県の振興局の管轄地域一覧】

名称	所在地	管轄地区
県 県央振興局 農業企画課	〒854-0071 諫早市永昌東町 25 番地 8 号	長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町
県 島原振興局 農業企画課	〒855-0835 島原市西八幡町 8509 番地 2 号	島原市、雲仙市、南島原市
県 県北振興局 農業企画課	〒859-6325 佐世保市吉井町大渡 80	佐世保市、小値賀町、佐々町、平戸市、松浦市
県 五島振興局 農業振興普及課	〒853-8502 五島市福江町7-1	五島市、新上五島町
県 壱岐振興局 農業振興普及課	〒811-5732 壱岐市芦辺町国分東触678-7	壱岐市
県 対馬振興局 農業振興普及課	〒817-8520 対馬市厳原町宮谷224	対馬市